

福岡県公報

平成20年4月7日
第2807号

目次

告示(第616号 - 第619号)

土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 1
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 2
公 告		
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 2
教育委員会		
技能教育のための施設の指定の解除	(教育庁高校教育課) 3
技能教育のための施設の指定	(教育庁高校教育課) 3
監査委員		
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) 3
再 掲		
収納代理金融機関の指定	(会計管理局会計課) 8

告 示

福岡県告示第616号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成20年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東屋部	うきは市吉井町屋部(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流
八江	うきは市吉井町屋部(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流
大浩谷	うきは市吉井町屋部(別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流
延寿寺	うきは市吉井町福益(別紙図面4に示す区域のとおり)	土石流
安富	うきは市吉井町福益(別紙図面5に示す区域のとおり)	土石流
山曾谷	うきは市吉井町福益(別紙図面6に示す区域のとおり)	土石流
東屋形	うきは市吉井町富永(別紙図面7に示す区域のとおり)	土石流
大谷	うきは市吉井町富永(別紙図面8に示す区域のとおり)	土石流
千代久	うきは市吉井町富永(別紙図面9に示す区域のとおり)	土石流
鷹取谷	うきは市吉井町鷹取(別紙図面10に示す区域のとおり)	土石流
樋の口	うきは市吉井町鷹取(別紙図面11に示す区域のとおり)	土石流
上福益	うきは市吉井町福益(別紙図面12に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から12までは、省略し、その図面を福岡県土整備部砂防課、福岡県久留米土木事務所及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第617号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

平成20年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東屋部	うきは市吉井町屋部 (別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面に記載する表のとおり
八江	うきは市吉井町屋部 (別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面に記載する表のとおり
樋の口	うきは市吉井町鷹取 (別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から3までは、省略し、その図面を福岡県土木整備部砂防課、福岡県久留米土木事務所及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第619号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成20年3月24日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人さわやか大善寺
 - 代表者の氏名
合戸 清

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市大善寺町夜明838番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や困難を抱えている人に対して、お互いに助け合う精神で、介護保険法に基づく居宅サービス事業などを行い、地域社会を豊かで住みやすくする、自主的な福祉活動を活発化し、以て、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 処分をした年月日
平成20年3月27日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
田中産業有限公司	飯塚市太郎丸1237	田中 幸雄	平成20年2月17日 福岡県知事許可（般-19） 第50008号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行

の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成20年4月7日から平成20年4月13日までの7日間

4 処分の原因となった事実

田中産業有限会社は、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業（土木一式工事）の許可を受けずに政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第8号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の指定を平成20年3月31日付けで解除したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第36条第2項の規定により次のように告示する。

平成20年4月7日

福岡県教育委員会

名称	所在地
あすなる高等学院	久留米市天神町2丁目56番地

福岡県教育委員会告示第9号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設を平成20年4月1日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により次のように告示する。

平成20年4月7日

福岡県教育委員会

1 技能教育のための施設の名称

専修学校久留米ゼミナール

（久留米市天神町2丁目56番地）

2 連携措置をとろうとする高等学校の名称

クラーク記念国際高等学校 国際学科

（北海道深川市納内町3丁目2番40号）

3 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
英語実務	英語実務
文書デザイン	文書デザイン
情報処理	情報処理
国際ビジネス	国際ビジネス

監査委員

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等50か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年4月7日

福岡県監査委員 工藤 壽文
同 進谷 庸助
同 伊藤 龍峰
同 森田 俊介

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

警察本部関係機関50機関に係る定期監査は、平成18年12月1日から平成19年10月31日までの11か月間を監査対象期間とし、平成20年1月9日から平成20年2月22日までの実日数23日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
北九州市警察本部	平成18年12月1日から 平成19年10月31日まで	平成20年2月6日
警察学校	"	平成20年1月9日
自動車警察ら隊	"	平成20年1月9日
鉄道警察隊	"	平成20年2月20日
機動捜査隊	"	平成20年1月9日
交通機動隊	"	平成20年1月9日
高速道路交通警察隊	"	平成20年2月5日
第一機動隊	"	平成20年1月16日
第二機動隊	"	平成20年2月21日
中央警察署	"	平成20年1月22日から 平成20年1月23日まで
博多警察署	"	平成20年1月10日から 平成20年1月11日まで
東警察署	"	平成20年1月10日から 平成20年1月11日まで
早良警察署	"	平成20年1月24日から 平成20年1月25日まで
西警察署	"	平成20年1月17日から 平成20年1月18日まで
南警察署	"	平成20年1月17日から 平成20年1月18日まで
粕屋警察署	"	平成20年1月17日から 平成20年1月18日まで
博多臨港警察署	"	平成20年2月13日
福岡空港警察署	"	平成20年1月24日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
宗 像 警 察 署	平成18年12月1日から 平成19年10月31日まで	平成20年1月25日
朝 倉 警 察 署	”	平成20年1月16日
筑 紫 野 警 察 署	”	平成20年1月22日から 平成20年1月23日まで
前 原 警 察 署	”	平成20年1月16日
若 松 警 察 署	”	平成20年2月6日
戸 畑 警 察 署	”	平成20年2月19日
折 尾 警 察 署	”	平成20年2月14日から 平成20年2月15日まで
八 幡 東 警 察 署	”	平成20年2月1日
八 幡 西 警 察 署	”	平成20年2月7日から 平成20年2月8日まで
小 倉 北 警 察 署	”	平成20年2月7日から 平成20年2月8日まで
小 倉 南 警 察 署	”	平成20年2月14日から 平成20年2月15日まで
門 司 警 察 署	”	平成20年2月5日
北 九 州 水 上 警 察 署	”	平成20年2月5日
行 橋 警 察 署	”	平成20年2月15日
豊 前 警 察 署	”	平成20年2月14日
直 方 警 察 署	”	平成20年2月1日
宮 若 警 察 署	”	平成20年1月31日
飯 塚 警 察 署	”	平成20年1月31日から 平成20年2月1日まで
上 嘉 穂 警 察 署	”	平成20年1月31日
添 田 警 察 署	”	平成20年1月30日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
田川警察署	平成18年12月1日から 平成19年10月31日まで	平成20年1月30日
久留米警察署	"	平成20年2月20日から 平成20年2月21日まで
小郡警察署	"	平成20年2月20日
うきは警察署	"	平成20年2月5日
八女警察署	"	平成20年2月21日
筑後警察署	"	平成20年2月22日
黒木警察署	"	平成20年2月13日
城島警察署	"	平成20年2月4日
大川警察署	"	平成20年2月22日
柳川警察署	"	平成20年2月22日
瀬高警察署	"	平成20年2月12日
大牟田警察署	"	平成20年2月19日

2 監査の主眼

今回の監査は、収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に、道路使用許可申請手数料の取扱状況並びに旅費及びその他需用費の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
 - 警察使用料、警察手数料、財産貸付収入、物品売払収入等の収入事務
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、給料及び諸手当の認定並びに支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理の状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 捜査報償費

捜査報償費の執行状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第618号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、次に掲げる金融機関を収納代理金融機関に指定したので、同条第8項の規定により告示し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 収納代理金融機関の名称等

収納代理金融機関	取 扱 店 舗
ゆうちょ銀行	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に所在する支店、出張所及びゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第15項に規定する銀行代理業者の営業所又は事務所

2 取扱事務の範囲

福岡県公金の収納事務（県税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に限る。）